

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生活環境の整備等が他の地域と比較して不十分であることから、総合的計画的な対策を実施することで、地域の持続的発展を目指します。

1. 計画期間

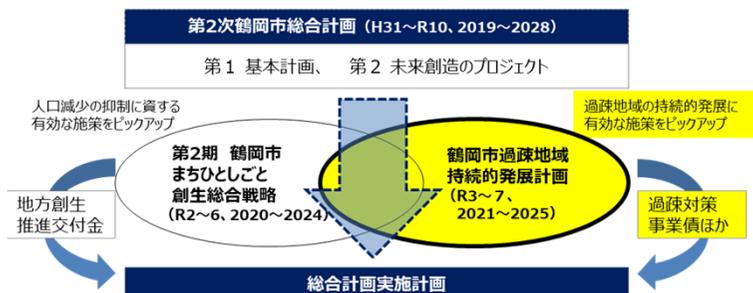
令和3年度～7年度（2021年～2025年度）

2. 過疎区分

みなし過疎（一部過疎地域としては、藤島・朝日・温海地域）

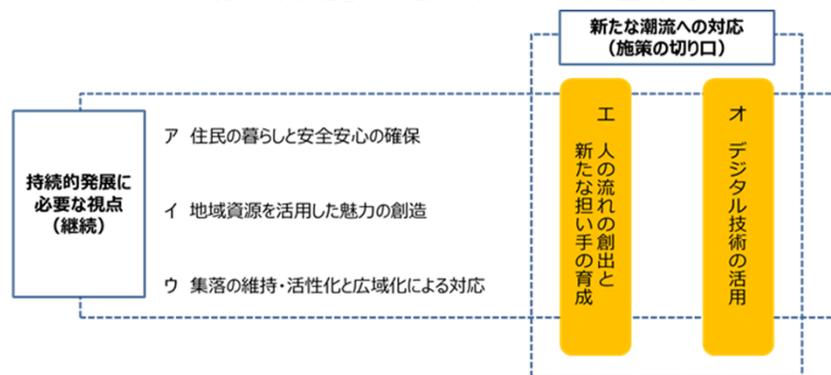
3. 市過疎計画の位置付け

過疎対策は全市的な課題として捉え、過疎地域の持続的発展に資する事業計画として策定しています。



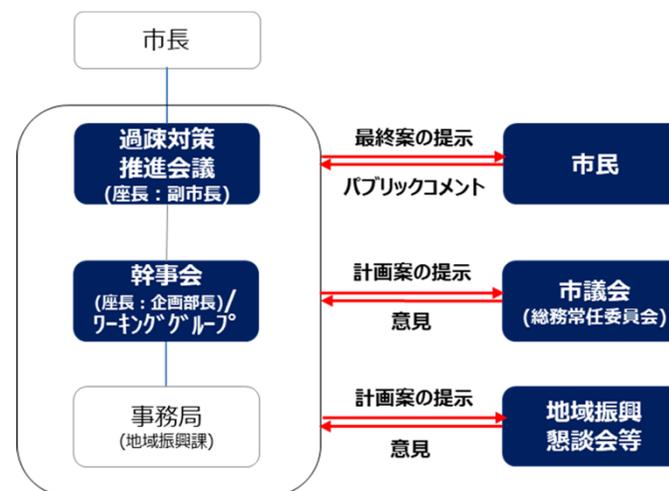
4. 市過疎計画の基本方針

これまでの過疎対策に加え、「人の流れの創出と新たな担い手の育成」と「デジタル技術の活用」の視点から、取り組んでいきます。



5. 検討体制

過疎対策推進会議（庁内会議、座長：副市長）を中心に計画案を作成し、市議会（総務常任委員会）や地域振興懇談会及びパブコメを通じて意見を伺い、計画に反映しています。



6. 策定までの状況

- 4/21(水) 総務常任委員会協議会
- 6/21(月) 第1回過疎対策推進会議
- 6/22(火) 総務常任委員会協議会
- 6/29(火)～7/9(金) 地域振興懇談会
- 7/12(月) 第2回過疎対策推進会議、幹事会合同会議
- 7/16(金) 総務常任委員会への報告
- 7/20(火)～8/2(月) パブリックコメント
- 8/11(水) 県への正式協議（県からの回答は8/18(水)）
- 8/20(金) 議案送付
- 9/22(水) 議案可決